



消防署 だより

9月9日は救急の日です

「救急の日」は救急業務と救急医療に対して、みなさんの正しい理解と認識を深めてもらうために定められています。また、9月9日から1週間を「救急医療週間」としています。

救急車の適正利用のお願い

近年、救急件数は増加しており、救急隊の現場到着平均時間も8〜9分と遅くなっています。その理由の一つが、緊急でない場合や、通院などのためにタクシー代わりに救急車を呼ぶケースが増えているためです。

緊急でない場合に救急車を呼ぶと、本当に必要とする人が利用できなくなり、救える命を救うことができないかもしれません。

本当に救急車を必要とする人が利用できるよう、ご協力をお願いします。

ただし、突然の激しい頭痛、意識・呼吸が無い、ろれつが回らないなどの症状が現れた時は迷わず119番通報してください。また、救急車の利用や病院の案内に関するご相談は、不破地域救急医療情報センター（☎23137999）で受付けています。

すべての人が安心して救急医療が受けられる社会を目指しましょう。



住宅防火・防災キャンペーン

9月1日から21日の期間内、住宅火災による高齢者を中心とした死者数の低減を目的としたキャンペーンを実施します。

火災を「起こさない」、「早く消す」、「拡大防止する」を徹底し、高齢者の火災による死亡をなくしましょう。



問 不破消防組合消防本部 ☎23-2030



警察通信

秋の全国交通安全運動

▼運動期間

9月21日(水)〜30日(金)

▼交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(金)

▼運動重点

- 1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

クロスボウの所持が許可制になります

9月15日以降、クロスボウを許可申請や廃棄等の措置を執らずに所持し続けた場合は、不法所持となります。

※9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。詳細は警察庁ホームページをご覧ください。



クロスボウを廃棄する場合は最寄りの警察署に持ち込んでください。無償で処分します。



▶警察庁HP

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

問 垂井警察署 ☎22-0110